

定

款

株式会社 きちりホールディングス

# 株式会社 きちりホールディングス 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社きちりホールディングスと称し、英文では KICHIRI HOLDINGS & Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他、これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 食料品、飲料品の加工、製造および販売
- (3) 食料品、飲料品の輸出入
- (4) 包装材料、厨房機器および店舗用什器備品の販売
- (5) 洋品雑貨、日用雑貨品の輸出入および販売
- (6) 店舗設計および室内装飾の企画、デザイン業務
- (7) 経営に関するコンサルティング業務
- (8) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および加盟店の指導業務
- (9) 系列飲食店の継続的運営権のライセンス販売
- (10) 不動産の売買、仲介、賃貸および管理業務
- (11) 各種イベント、各種セミナーの企画、制作および運営
- (12) インターネットを利用した情報処理サービス業務および情報提供サービス業務
- (13) インターネットを利用した音楽配信および音楽CDの企画、製作、販売
- (14) 通信販売業務（インターネット等の利用を含む）
- (15) ソフトウェアの企画、製作、販売
- (16) 株式および有価証券への投資ならびにその保有および売買
- (17) 清掃、消毒及び害虫の駆除に関する業務
- (18) フランチャイズシステムの構築及び運営
- (19) フランチャイズ業界及び企業に関する調査及び研究
- (20) 接骨院、整体院、鍼灸治療院、アロマテラピーサロン及びリラクゼーションサロンの経営、運営及び管理
- (21) アロマテラピー及び美容に関する商品、日用品雑貨、服飾雑貨等の企画、デザイン、制作、販売及び輸出入
- (22) デリバリーサービス事業
- (23) デリバリーサービスの受注代行業
- (24) レンタルキッチンの運営

- (25) ウェブサイトの企画、開発及び運営
  - (26) IT システム及びソフトウェアの企画、制作、販売
  - (27) 酒類の販売
  - (28) 前各号に付帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

#### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故やその他やむを得ない事由による電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3, 360万株とする。

#### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

#### (単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (自己株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において扱わない。

#### (株式取扱規則)

第11条 株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に関する手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2. 当社は、感染拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

#### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

#### (員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

#### (選 任)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合は、この限りではない。

#### (取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した取締役および監査役がこれに記名押印を行う。

#### (報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

#### (取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 5 章 執行役員

第 31 条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執

- 行を委ねることができる。
2. 執行役員に関する必要な事項は、取締役会が定める執行役員規程による。

## 第6章 監査役および監査役会

### (員 数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

### (選 任)

第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### (任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第35条 当社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した監査役がこれに記名押印を行う。

### (報 酬 等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### **(監査役の責任免除)**

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

#### **(監査役会規程)**

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### **第 7 章 会計監査人**

#### **(選 任)**

第 42 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### **(任 期)**

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### **(報酬等)**

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### **(会計監査人の責任免除)**

第 45 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

### **第 8 章 計 算**

#### **(事業年度)**

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

#### **(剰余金の配当)**

第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。



**(剰余金の配当の基準日)**

第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

**(配当金の除斥期間)**

第 49 条 配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

1. 平成 17 年 9 月 28 日改定
2. 平成 18 年 9 月 28 日改定
3. 平成 19 年 3 月 20 日改定
4. 平成 19 年 9 月 26 日改定
5. 平成 20 年 9 月 25 日改定
6. 平成 21 年 9 月 25 日改定
7. 平成 22 年 9 月 24 日改定
8. 平成 24 年 7 月 1 日改定
9. 平成 24 年 9 月 26 日改定
10. 平成 25 年 7 月 1 日改定
11. 平成 25 年 1 月 1 日改定
12. 平成 27 年 9 月 25 日改定
13. 平成 29 年 9 月 28 日改定
14. 平成 31 年 1 月 1 日改定
15. 令和 2 年 9 月 28 日改定
16. 令和 3 年 9 月 29 日改定
17. 令和 4 年 9 月 28 日改定